

令和6年度 大樹寺小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

※ いじめの定義

「いじめ」とは、「一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめを防止し子供の健全育成を図るために、学校と家庭、地域が連携して子供を見守り、支援し続けることが大切です。本校では、どんな小さな問題であっても丁寧に実態をつかみ、解決へ向かって子供たちが歩みだすことができるように指導していきます。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、子供からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

役職者、学年主任、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。

○子供に向けて

- ・道徳：心の発達段階に合わせ、他者の人権を認める心の醸成
- ・学級会：集団の構成員としての役割と仲間と協働する力の育成
- ・SST、エンカウンターを活用：適切な対人関係能力、コミュニケーション能力の育成

○保護者に向けて

- ・「いじめ防止対策」状況を啓発、情宣
- ・学校だより、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等の配信

3 重大事態の発生

●重大事態とは

- ① いじめにより子供の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより子供が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

●緊急いじめ防止対策委員会

- ・①、②の事案が発生したとき、緊急に設置
- ・市教委に報告後、校内緊急いじめ防止対策委員会に必要に応じて外部関係者（いじめ防止対策委員会・警察等関係機関）を加え設置

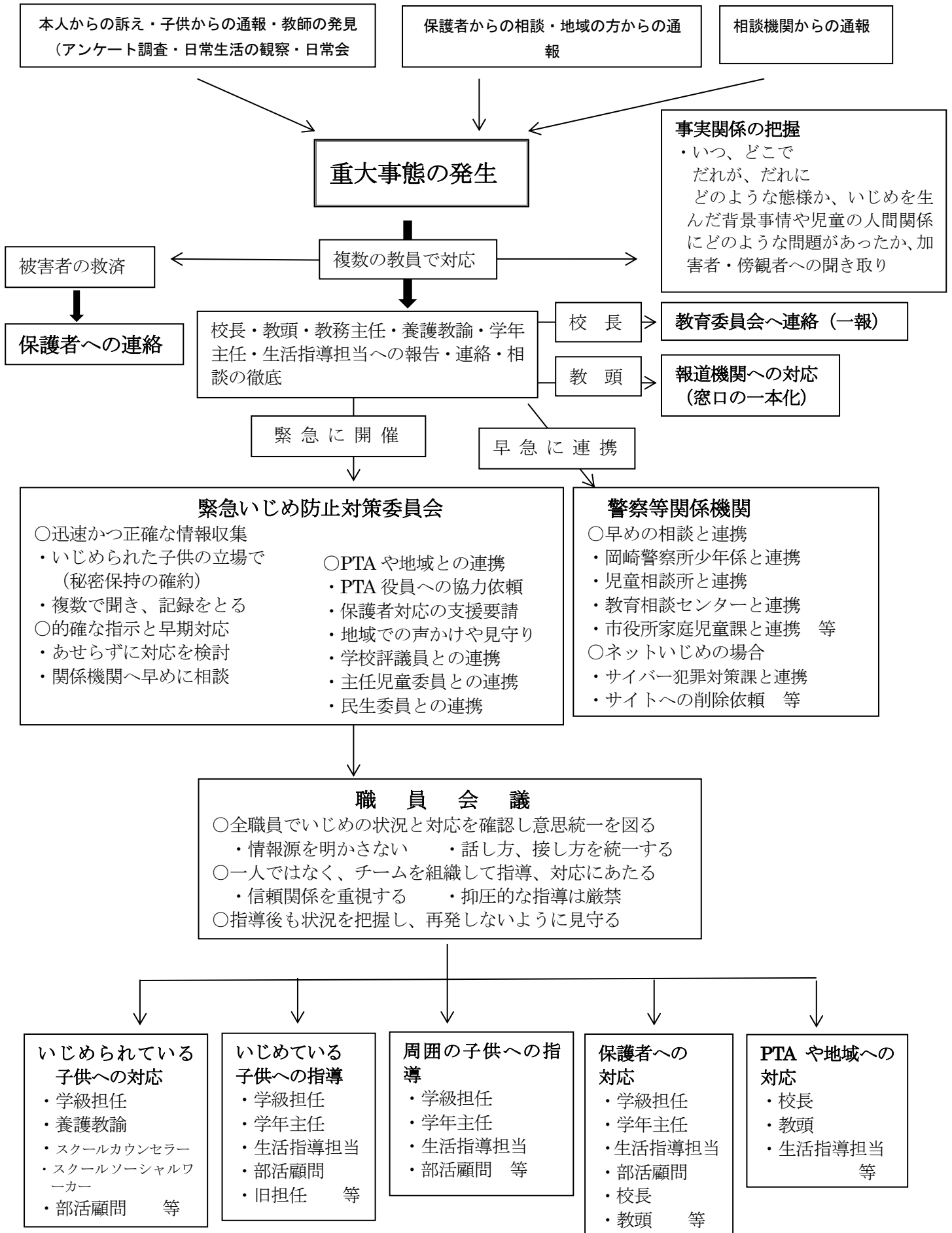
○正確な情報収集

- ア 担任及び、所属学年担当者、生活指導担当
- イ 役職者を加えての情報整理

○関係機関への連絡と連携（的確な判断と指示）

- ア 市教委報告と緊急いじめ対策委員会設置への助言
- イ 校内緊急いじめ防止対策委員会と必要に応じて外部関係者（いじめ防止対策委員会・警察等関係機関）による状況判断
- ウ 加害者の子供、被害者の子供及び、その保護者双方への対応
- エ 事案への継続的な情報収集と見守り、状況変化への具体的対応
- オ 被害者の子供側の意思を確認し、学校全体の子供、保護者への周知

4 重大事態発生時の対応



5 いじめの未然防止の取組

- ①他者を受け入れる心を養うためのSST、エンカウンターを活用
 - ・子供同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ②「いじめ防止集会－笑顔でいい友集会－」による「いじめ」について考える集会の実施
 - ・「いじめはダメ、ぜったい」を合言葉に、あいさつをはじめとし、素敵な言葉がけができる集団、いじめゼロの学校をめざす。
- ③子供の状態を把握する教師力の育成・子供の心を醸成する学級経営
 - ・子供の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④保護者との信頼づくりへの努力
 - ・学校の様子を通信等で発信するとともに、保護者との連携を深めるように努める。
- ⑤人権週間における子供の参加活動への支援
 - ・人権週間を利用し、いじめについての認識を高めたり、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介したりする。

6 いじめの早期発見の取組

- ① 日常生活の観察、毎日のふりかえりカード等からの情報収集
 - ・子供の表情や人間関係を普段から観察し、その変化を見逃さないようにする。
 - ① 年6回のアンケート・個別相談
 - ・生活アンケートや個別相談により、子供の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ・教師と子供との温かい人間関係をつくり、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ※いじめの現在の状況が「解消している」状態とは、少なくとも3か月以上解消している状態を目安とする。

7 いじめにかかわる子供への対応

- ・いじめが起きたとき、以下に示す指導の様態から適切なものを選択し、教職員の共通理解の下で、指導やケアに当たる。

いじめた子供への対応	いじめられた子供への対応
状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が状況を聞く。 ・養護教諭が状況を聞く。 ・スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く。カウンセリングを行う。 指導の形態 <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が指導 ・養護教諭が指導 ・校長、教頭が指導 手だて <ul style="list-style-type: none"> ・別室指導、グループ替えや席替え等 ・保護者への報告 ・いじめられた子供やその保護者に対する謝罪の指導 ・児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応 	状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が状況を聞く。 ・養護教諭が状況を聞く。 ・スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く。 ケアとサポート <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が継続的に面談する。 ・養護教諭が継続的に面談する。 ・スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う。 ・別室を提供したり、教職員が寄り添ったりするなど、心身の安全を確保する。 ・緊急避難としての欠席 ・他の子供に対し、助力・支援を個別に依頼 ・学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施 ・グループ替えや席替え等 ・児童相談所等の関係機関と連携した対応
その他の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについての状況を確認するため、他の子供に対しアンケート調査や個別面談等を実施する。 ・いじめについて、被害、加害双方の子供同士の話し合いを実施する。 ・学級で当該いじめを取り上げ、学級全体に指導する。 ・いじめについて、学年集会や全校集会を実施して学年・学校全体に対して指導する。 ・職員会議や委員会等で当該いじめについての対応策を検討する。 ・必要に応じて、保護者会等を開催し、当該いじめについて保護者に報告する。 ・重大事態が発生した場合、教育委員会等の関係機関と連携して対応する。 ・いじめが解消していると思われるケースも、継続して担任等でサポートをする。 	

・子供からのSOSを察知した場合、「TALKの原則」に基づいて対応する。

TALKの原則	対応や声掛けの例
Tell 言葉に出して心配していることを伝える	「死にたいくらい辛いことがあるのね。とてもあなたのことが心配だね。」
Ask 「死にたい」気持ちについて率直に尋ねる	「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」
Listen 絶望的な気持ちを傾聴する	徹底的に聞き役に回り、理解しようとするのが大切
Keep safe 安全を確保する	ひとりにしないで寄り添い、他からも援助を求める

8 年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCについて、子供、保護者への周知 ○学級開き、学年開き（SST・エンカウンター等）	○学校ホームページで「学校いじめ基本方針」の情宣 ○授業参観
5月		○生活アンケート1回目（初旬）	
6月	○いじめ・不登校対策委員会	○学校保健委員会 ○生活アンケート2回目（中旬） ○いじめ防止集会（笑顔でいい友集会）	○学習発表会 ○学校評議員会 ○街頭補導
7月	○現職研修（いじめ・不登校対策委員会報告）	○情報モラル教室	○個別懇談会
8月			○街頭補導
9月		○生活アンケート3回目（下旬）	○街頭補導 ○学校開放日
10月	○現職研修（報告）		○街頭補導
11月	○いじめ・不登校対策委員会	○生活アンケート4回目（中旬）	○街頭補導 ○授業参観
12月		○人権週間 （集会・講話・道徳・ビデオ視聴・標語等）	○個別懇談会 ○学校評議員会 ○街頭補導
1月		○生活アンケート5回目（中旬）	○街頭補導 ○学校開放日 ○保護者への学校アンケート
2月	○いじめ・不登校対策委員会	○校内人権標語紹介 ○生活アンケート6回目（中旬）	○学校評議員会 ○街頭補導 ○交通指導員さん感謝の会
3月		○卒業を祝う会	○保護者への学校評価アンケート結果報告
通年	○校内のいじめに関する情報収集（毎月職員会後）	○自立の活動（毎月23日） ○委員会の充実（あいさつ運動、校内見回り活動等） ○道徳教育、体験活動、楽しく分かる授業 ○健康観察 ○SCによる相談	